

## 6. その他の特殊な申請について

### 6.1 外国事業者の申請について

#### 海外に本社があり日本支店登記がある場合

- 申請書類のうち、履歴事項証明書・納税証明書・財務諸表等については、日本支店のものを提出してください。
- ※ 契約参加資格者登録申請書の入力について  
申請書の入力については、基本的には通常の申請と同じですが、以下に留意して入力してください。

項目	留意点
03 商号又は名称	・日本支店の履歴事項全部証明書に記載がある商号を入力してください。
10 代表者役職 11 代表者氏名	・日本支店の履歴事項全部証明書に記載がある「日本における代表者」を入力してください。 ※役職は「日本における代表者」としてください。
12 本社(店)電話番号 13 本社(店)郵便番号 14 本社(店)住所	・日本支店の電話番号・郵便番号・住所を入力してください。 ・海外にある本社(店)の電話番号・住所は、様式1申請書(会社情報)「31 特記事項」に入力してください。
16 外資状況	・「外国籍会社」を選択してください。

#### 海外に本社があり日本支店登記がない場合

- 申請書類のうち履歴事項全部証明書及び納税証明書については、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面をPDFファイルに変換してメールに添付してください。
- 申請書類は日本語で作成するとともに、外国語で記載された書類については、日本語の訳文を添付してください。
- 日本語で対応できず、申請書類の確認等ができない場合は登録できません。
- 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程第16条に規定する申請日現在有効な外国貨幣換算率により換算した金額を入力してください。

#### ※ 契約参加資格者登録申請書の入力について

申請書の入力については、基本的には通常の申請と同じですが、以下に留意して入力してください。

項目	留意点
07 申請担当者氏名 08 申請担当者電話番号 09 申請担当者メールアドレス	・申請書の記載内容を把握されている方で、弊社からの照会に回答可能な方を入力してください。
10 代表者役職	・当該国の法律に準じた代表権のある役職を入力してください。
12 本社(店)電話番号 13 本社(店)郵便番号 14 本社(店)住所	・海外にある本社(店)の電話番号・郵便番号・住所(国名含む)を入力してください。 ・日本国内に連絡場所がある場合は、様式1申請書(会社情報)「31 特記事項」に電話番号・郵便番号・住所を入力してください。
16 外資状況	・「外国籍会社」を選択してください。

## 6.2 新規設立法人等の申請について

- 設立初年度の決算前に申請する場合は、財務諸表として設立時の貸借対照表を提出してください。
- その他の申請書類は、通常の申請と同じです。（納税証明書は、設立初年度の決算前であっても、税務署に設立届出を行っていれば発行されます）

### ※ 契約参加資格者登録申請書の入力について

申請書の入力については、基本的には通常の申請と同じですが、以下に留意して入力してください。

項目	留意点
② 営業年数	・設立から1年に満たないため、「0」を入力してください。
⑦ 実績高	・決算が確定していないため、「0」を入力してください。
⑧ 売上高（全体）	・決算が確定していないため、「0」を入力してください。

## 6.3 経常建設共同企業体（経常JV）の申請について

- 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内とします。
- 通常の申請書類のほか、建設共同企業体協定書を提出してください。
- 履歴事項全部証明書、財務諸表、納税証明書、経営規模等評価結果通知書については、構成員全ての書類が必要になります。
- 経常JVで登録した構成員は、単体企業として登録することはできません。

## 6.4 事業協同組合の申請について

- 通常の申請書類のほか、役員・組合員名簿、官公需適格組合証明書を提出してください。
- 履歴事項全部証明書、財務諸表、納税証明書、経営規模等評価結果通知書（建設工事の場合）については、事業協同組合と構成組合員全ての書類が必要になります。

## 6.5 会社更生（民事再生）法適用者の申請について

- 会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続開始の決定を受けた者については、裁判所が発行した更生（再生）手続開始の決定書を提出することで、契約参加資格登録への申請が可能です。
- 契約参加資格者登録の申請書類は、更生（再生）手続開始決定後の内容とします。